

## 第三者のためにする取引の開示上の論点

## (派生論点)

- ・ 関連当事者が第三者のために財務諸表提出者(若しくはその子会社)と取引を行う取引も、開示すべき関連当事者との取引に含まれるのか、また、含まれるとした場合、重要性の判断規準はどのように設定するか。

( )以下、提出会社の役員が、他の会社の役員を兼務し、当該他の会社を代表して取引を行うケースを念頭に置くが、個人主要株主が他の会社の役員を兼務している場合にも同様の問題が発生。

## (1) 現行規則等の取扱い

注記対象となる関連当事者との取引

「関連当事者が提出会社の親会社、その他の関係会社、主要株主又は役員(以下、「親会社等」という。)の場合であって、親会社等が第三者のために当該提出会社との間で行う取引がある場合及び当該提出会社と第三者との間の取引で親会社等が当該取引に関して当該提出会社に重要な影響を及ぼしている場合を含む」とされている。

(財務諸表等規則第8条の10第1項)

関連当事者との取引に係る開示についての原則的な重要性の判断規準

(1) 親会社等及び法人主要株主等、子会社等、兄弟会社等のグループに属する関連当事者との取引(以下、法人関連当事者との取引という。)

(2) 役員及び個人主要株主等のグループに属する関連当事者との取引(以下、個人関連当事者との取引という。)

( ) (2)には、主要株主若しくは役員及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等並びに当該会社の子会社等との取引も含まれる。

(2)の場合は100万円を超える取引すべてが開示対象とされ、前者に比べて少額な取引も開示対象とされている。

また、財務諸表提出会社の役員が、関連当事者に該当する関係会社等(親会社及び法人主要株主等、子会社等、兄弟会社等)の代表を兼務しており、その代表

## 審議資料（５） - ４

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

者として財務諸表提出会社と取引を行う場合には、関係会社間における商取引に該当すると考えられ、(１)に属する取引として扱うものとされている。

(以上、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 62 号)

**提出会社の役員（又は主要個人株主）が他の会社の代表者を兼務している場合、当該他の会社が関係会社等に該当するか否かで、重要性の判断規準の適用が異なる状況にある。**

### (２) 本論点に関する検討の方向性

グループ外の会社の代表取締役がコーポレート・ガバナンスの充実の一環として社外取締役や社外監査役に就任して、第三者のためにする取引に該当して開示が求められるケースが増加している。

また、これまでの審議では、関連当事者として親会社や重要な子会社の役員を加え、さらに連結子会社と関連当事者との取引まで開示対象に加える方向で検討している。このように開示取引の範囲が拡大する中で従来の重要性の判断規準を維持した場合、財務諸表作成者の事務負担が相当程度重くなることも想定される。

そこで、第三者のためにする取引の開示について、関連当事者開示の趣旨を踏まえ、質的側面及び金額的側面の両方から、検討を行う。

(案１) 現行規則等どおり。(関係会社等の役員を代表して取引を行う場合のみ、法人ベースの重要性の判断規準となる。)
---

(考え方)

- ・ 現行の開示が定着しているので、見直す必要はない。

(この考え方を採った場合の問題点)

- ・ 社外取締役及び社外監査役として、グループ外の代表取締役が就任することが増えている。これらの役員が会社を代表して行う取引は、会社対会社として対等な立場で行われているケースが多いと思われ、また、個人ベースの重要性の判断規準を適用することが適切かどうかについては疑問がある。
- ・ 現時点までの専門委員会での審議では、関連当事者として親会社の役員や重要な子会社の役員を加え、さらに関連当事者と連結子会社との取引も開示対象に加えることを検討している。このように開示取引の範囲が拡大する中で従来の重要性の判断規準を維持した場合、財務諸表作成者の事務負担が相当程度重くなることが想定される。

(案2) 第三者のためにする取引については、第三者が関連当事者に該当しない場合は対象外とする。

(考え方)

- ・ 第三者のためにする取引については、関連当事者が直接実施する取引ではなく、そもそも関連当事者取引として開示する必要があるかどうかは疑問である。

(この考え方を採った場合の問題点)

- ・ 第三者のための取引を関連当事者との取引として認識しないことは、会社法(商法)の利益相反取引には第三者のための取引が含まれると解されていることと考え方に乖離が発生することになる。
- ・ 米国においても、関連当事者が役員を務める企業との取引についての開示は行われており、第三者のためにする取引も開示対象に含めるものと解釈されていると考えられる。
- ・ 現状よりも関連当事者開示の後退になる。

(案3) 第三者のためにする取引については、取引に合理性があると認められる場合には開示対象としない。

(考え方)

- ・ 近年、社外取締役や社外監査役として、グループ外の代表取締役が就任するケースが増えているが、当該会社との取引は「対等な立場」で行われていることが多いと想定される。このような場合は、開示の目的に鑑み、開示対象外とすることが考えられる。

<取引に合理性があると認められた場合に開示対象外となる取引例>

例1. 社外監査役が 建設㈱社長で、財務諸表提出会社が 建設㈱に工事の委託を行っている場合

例2. 社外取締役が 保険(相)会長で、財務諸表提出会社に対して 保険(相)が資金の貸付を行っている場合

(この考え方を採った場合の問題点)

- ・ 「取引に合理性があると認められる場合」の判断規準を新たに設ける必要があるが、第三者のためにする取引のみに独自の判断規準を設けることは他の場合と整合性を欠く可能性がある。
- ・ 「取引の合理性」の判断に恣意性が介入すると思われる。

**(案4) 第三者のためにする取引については、当該第三者が法人である場合には法人関連当事者との取引に係る重要性の判断規準を適用する。**

(考え方)

- ・ 現行基準でも、財務諸表提出会社の役員が関係会社等の役員の代表者を兼務しており、その代表者として提出会社と取引を行う場合には、法人関連当事者との取引に係る重要性の判断規準に基づいて開示されている。会社間の取引が、直接的に役員等の利益にならない点については、第三者が関係会社である場合と関係会社以外である場合とで特段異ならないと考えられるので、すべて法人関連当事者との取引として扱う。

<新たに開示対象外となる取引例>

- ・ 財務諸表提出会社の社長が××財団の会長に就任しており、提出会社が当該財団に100万円の寄付を行っている場合( )  
( )当該財団が社長一族で運営されている場合には、従来どおり、個人関連当事者との取引として扱うことが考えられる。
- ・ 案3に掲げた事例も、法人関連当事者との取引に関する重要性の判断規準を適用し、重要性が乏しければ開示対象外となる。

(この考え方を採った場合の問題点)

- ・ 関連当事者開示に関する基本的な考え方について、従前の考え方を踏襲しているにもかかわらず、商法上利益相反取引として今まで附属明細書で開示を求められている部分については、証取法開示では記載を行わなくても良いケースが追加発生する。

以上